

## **お知らせ**

### **令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等で**

### **被害を受けられた組合員様ご所属の関係者の皆様へ**

令和 7 年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害等で被害を受けられた組合員様および関係者の皆様に心からお見舞い申しあげます。

災害救助法が適用された地域において被災された地域の消防団様で、共済契約の加入手続きを当面、3ヶ月延長して取扱いをすることとしますので、お知らせいたします。なお、3ヶ月後の締切日は、県の消防協会によって異なる旨、ご承知おきください。また、火災共済事務処理上の問題が生じた時は下記にご連絡ください。

連絡先：全日本消防人共済会事務局 TEL 03-6263-9822

#### **【災害救助法の適用地域（内閣府発表）】（令和7年12月9日現在）の内**

#### **共済会加入契約市町村**

##### **【青森県】**

八戸市（はちのへし）

三沢市（みさわし）

むつ市（むつし）

上北郡野辺地町（かみきたぐんのへじまち）

上北郡七戸町（かみきたぐんしちのへまち）

上北郡東北町（かみきたぐんとうほくまち）

上北郡六ヶ所村（かみきたぐんろっかしょむら）

上北郡おいらせ町（かみきたぐんおいらせちょう）

下北郡大間町（しもきたぐんおおままち）

三戸郡南部町（さんのがんなんぶちょう）

三戸郡階上町（さんのがんはしかみちょう）

##### **【岩手県】**

宮古市（みやこし）

久慈市（くじし）

上閉伊郡大槌町（かみへいぐんおおつちちょう）

下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）

下閉伊郡田野畠村（しもへいぐんたのはたむら）

下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら）

九戸郡野田村（くのへぐんのだむら）

九戸郡洋野町（くのへぐんひろのちょう）

○被害状況：令和7年青森県東方沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、青森県3市7町2村、岩手県5市4町3村に災害救助法の適用を決定した。